



**資料編**



## 1 用語の説明

介護給付	要介護の認定を受けた人が受けることができる給付のことです。
予防給付	要支援の認定を受けた人が受けることができる給付のことです。
居宅サービス	在宅で受けられる介護サービスのことです。
地域密着型サービス	要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域での生活ができるように創設されたサービスのことで、施設所在地の市町村に居住する人が受けられるサービスのことです。
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院で受けられるサービスのことです。 ※介護療養型医療施設は令和5年度末に廃止予定。
訪問介護	訪問介護員等が要介護者の居宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、入浴・排泄・食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行います。
訪問入浴介護	要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。
訪問看護	訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復等を旨とするものです。
訪問リハビリテーション	病院・診療所又は介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護者の自宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図るものです。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。
通所介護	デイサービスと言われるものです。 できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、特別養護老人ホーム等や老人デイサービスセンターに通ってもらい、必要な日常生活上の世話と機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。
認知症対応型通所介護	デイサービスと言われるものです。 認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、特別養護老人ホーム等や老人デイサービスセンターに通ってもらい、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。
通所リハビリテーション	デイケアと言われるものです。 できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、介護老人保健施設や病院・診療所に通ってもらい、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを提供することで、利用者の心身の機能の維持回復を図るものです。
短期入所生活介護 短期入所療養介護	ショートステイと言われるものです。 要介護者の在宅生活を維持する観点から、利用者の心身機能の維持又は療養生活の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

福祉用具貸与	できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、福祉用具を貸与（レンタル）することにより、利用者の生活機能の維持改善を図るものです。
住宅改修	心身の機能が低下した高齢者の住まいを安全で使い易くするため、また、介護者の負担を軽減するため、手すりの取付等といった小規模な住宅改修のことをいいます。 介護保険では、住宅改修を行う時に、要介護状態区分等にかかわらず、住民票の住所地につき 20 万円を上限に、利用者の負担割合に応じて住宅改修費を支給します。
特定福祉用具販売	できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、貸与（レンタル）になじまない福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能の維持改善を図るものです。 介護保険では、福祉用具を購入する時に、要介護状態区分等にかかわらず、年間（4月～3月）で 10 万円を上限に、利用者の負担割合に応じて福祉用具購入費を支給します。
認知症対応型共同生活介護	グループホームと言われるものです。 認知症の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。
小規模多機能型居宅介護	居宅や通所や短期宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたものです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24 時間安心して在宅生活が送れるように、日中・夜間を通じて、必要な介護・看護を 1 日複数回の定期訪問や随時訪問により行うものです。
特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホームやケアハウスに入居している方に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行い、施設で能力に応じ自立した生活を営むことができるようにするものです。
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームと言われるものです。 入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とした施設です。要介護 3～5の方が利用できますが、要介護 1・2の方でも、特例入所の要件を満たす方は利用できます。
介護老人保健施設	入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とした施設です。要介護 1～5の方が利用できます。
介護療養型医療施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とした施設です。要介護 1～5の方が利用できます。 ※介護療養型医療施設は令和 5 年度末に廃止予定。
介護医療院	長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行い、施設で能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものです。要介護 1～5の方が利用できます。

## 2 倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定経過

年月日	会議などの開催状況
令和元年	
11月～令和2年2月	在宅介護実態調査
12月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
令和2年	
4月 24日	社会福祉審議会開催
5月 18日	策定専門分科会委員の指名
6月 23日	市議会保健福祉委員会へ報告
7月 17日	策定幹事会
7月 30日	策定専門分科会 市長から諮問
8月 20日	策定幹事会
8月 27日	策定専門分科会
10月 8日	ワーキング部会
10月 15日	策定幹事会
10月 22日	策定専門分科会
11月 11日	策定幹事会
11月 19日	策定専門分科会
11月 30日	市議会保健福祉委員へ素案を報告
12月 1日	} パブリックコメント
5	
12月 28日	
令和3年	
1月 21日	策定幹事会
1月 28日	策定専門分科会
2月 5日	市議会保健福祉委員会へ報告
2月 15日	市長への答申

### 3 倉敷市社会福祉審議会条例（抄）

平成 13 年 12 月 27 日

条例第 50 号

改正 平成 25 年 3 月 27 日条例第 7 号

平成 25 年 9 月 30 日条例第 42 号

（設置）

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、倉敷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 委員の任期は 3 年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長の職務を行う委員）

第 3 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）

第 5 条 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

（委員以外の者の出席）

第 6 条 委員長又は専門分科会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第 7 条 審議会及び専門分科会の会議（民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会審査部会の会議を除く。）は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## 4 倉敷市社会福祉審議会運営要綱（抄）

平成14年3月13日

告示第101号

改正 平成16年3月31日告示第180号

平成20年3月7日告示第108号

平成22年1月6日告示第3号

平成24年2月22日告示第94号

平成24年3月31日告示第178号

平成24年10月30日告示第658号

平成25年3月27日告示第179号

平成26年1月15日告示第20号

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び倉敷市社会福祉審議会条例（平成13年倉敷市条例第50号。以下「条例」という。）に基づき設置された倉敷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（副委員長）

第2条 審議会に、条例第3条の規定により委員長の職務を代理する委員として、副委員長1人を置き、委員長が指名するものとする。

（専門分科会）

第3条 審議会に、次の専門分科会を置く。

- （1） 民生委員審査専門分科会
- （2） 身体障がい者福祉専門分科会
- （3） 介護保険地域密着型サービス等運営専門分科会
- （4） 民生委員適正配置検討専門分科会
- （5） 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会
- （6） 障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会
- （7） 地域福祉計画策定専門分科会

2 前項に掲げる専門分科会が調査審議をする事項は、別表第1のとおりとする。

3 審議会は第1項各号に定める専門分科会のほか必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

4 専門分科会は、その専門分科会に属する委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開き、議決を行うことができない。

5 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

（副専門分科会長）

第4条 各専門分科会に、条例第5条第4項の規定により専門分科会長の職務を代理する委員として、副専門分科会長1人を置き、各専門分科会長が指名する。

（専門分科会の会議の特例）

第5条 専門分科会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、当該専門分科会に属すべき委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

（専門分科会の決議の特例）

第6条 審議会は、専門事項に関し諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

## (審査部会)

第7条 身体障がい者福祉専門分科会に、身体障害者の障害程度の審査に関する事項を含む別表第2に掲げる事項を調査審議するため、身体障がい者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）を設ける。

- 2 審査部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 3 審査部会に審査部会長1人を置き、審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 審査部会は、審査部会長が招集し、会議の議長となり、審査部会の事務を総理する。
- 5 審査部会は、その属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。
- 6 審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

## (副審査部会長)

第8条 審査部会長に事故があるときは、あらかじめ審査部会長が指名した副審査部会長がその職務を代理する。

## (審査部会の会議の特例)

第9条 審査部会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

## (審査部会の決議の特例)

第10条 審査部会の決議又は意見をもって、審議会の決議又は意見とする。

## (議事録)

第11条 審議会の会議については、議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

## (守秘義務)

第12条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

## (庶務)

第13条 審議会の庶務は、保健福祉局保健福祉推進課において総括する。ただし、専門分科会又は審査部会の個別の庶務は、それぞれの事務を分掌する課が処理する。

## (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 別表第1（第3条関係）

分科会名	審議事項
民生委員審査専門分科会	(1) 民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の推薦者に対する意見（民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第2項） (2) 推薦会の推薦者が適当でないことへの意見（民生委員法第7条第1項） (3) 推薦会が再推薦しない場合に市長が適当と認める者を定め、推薦する際の意見（民生委員法第7条第2項） (4) 民生委員解嘱を大臣具申することへの同意（民生委員法第11条第2項） (5) 民生委員解嘱について審議会が審査する際の本人への事前通告（民生委員法第12条第1項） (6) 前号の通告を受けた民生委員が審議会に対し意見を述べることの受諾（民生委員法第12条第2項） (7) 前各号に掲げるもののほか、民生委員の適否の審査に関する事項



身体障がい者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項
介護保険地域密着型サービス等運営専門分科会	(1) 本市における地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額を定める場合の意見（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項及び第54条の2第5項） (2) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定する場合の意見（介護保険法第78条の2第7項及び第115条の12第5項） (3) 特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者を指定する場合の意見 (4) 本市における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準，指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める場合の意見（介護保険法第78条の4第6項及び第115条の14第6項） (5) 前各号に掲げるもののほか，地域密着型サービス等の適正な運営を確保するために必要な事項
民生委員適正配置検討専門分科会	(1) 民生委員の適正配置に関する事項 (2) 民生委員の定数に関する事項
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定等に関する事項
障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会	障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定等に関する事項
地域福祉計画策定専門分科会	地域福祉計画策定等に関する事項

## 別表第2（第7条関係）

## 身体障がい者福祉専門分科会審査部会の審議事項

区分	審議事項
身体障害者の障害の程度に関する事項	(1) 身体障害者手帳の交付申請があった場合において，その障害が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表（以下「法別表」という。）に掲げるものに該当しないと市長が認めるための，審議会諮問に対する答申（身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第5条第1項） (2) 身体障害者手帳の交付申請があった場合において，その障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定めるいずれの級に該当するか不明なとき，審議会諮問に対する答申
身体障害者手帳に係る診断書交付医師に関する事項	(1) 身体障害者手帳のための診断書を交付する医師を指定する場合の意見（身体障害者福祉法第15条第2項） (2) 身体障害者手帳のための診断書を交付する医師の指定を市長が取り消す場合の意見（身体障害者福祉法施行令第3条第3項）

## 5 倉敷市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画策定専門分科会委員名簿

◎は会長 ○は副会長

団体名・役職	氏名
倉敷市社会福祉協議会 事務局次長（兼）地域福祉課長	秋田 展生
岡山県老人保健施設協会・会長	秋山 正史
倉敷市高齢者支援センター職員連絡会・会長	朝原 義之
岡山県薬剤師会倉敷支部・理事	石元 秀和
倉敷ねたきり・認知症家族の会・会長	岩崎 菊江
倉敷市民生委員児童委員協議会・副会長	○内田 浩二
倉敷市老人クラブ連合会・理事	大橋 嘉嗣
岡山県老人福祉施設協議会理事（デイサービスセンター部会）	亀浦 基範
川崎医療福祉大学医療福祉学部 医療福祉学科・学科長	◎熊谷 忠和
倉敷市栄養改善協議会・会長	兒山 和子
倉敷市総合福祉事業団 在宅福祉課長	清水 和喜
倉敷医師会・理事	高尾 聡一郎
倉敷市内歯科医師会協議会・副会長	寺地 恭一
市民公募者	寺中 雅智
倉敷市特養連絡協議会・会長	中塚 裕之
市民公募者	中西 宣佳
市民公募者	中村 玉子
倉敷市議会保健福祉委員会・委員長	難波 朋裕
岡山県老人福祉施設協議会監事（軽費・ケアハウス部会）	西岡 安彦
倉敷市社会福祉協議会 地域福祉課主幹（兼）生活支援コーディネーター	松岡 武司
倉敷市介護保険事業者等連絡協議会・会長	矢野 宏行
倉敷市愛育委員会連合会・副会長	山坂 敏美

(50音順 敬称略)

## 6 倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定幹事会及びワーキング部会設置要領（抄）

（目的及び設置）

第1条 老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者保健福祉計画並びに介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を策定するために、倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）及びワーキング部会を設置する。

（幹事会）

第2条 幹事会に幹事を置き、幹事は別表第1に定める職にある者をもって充てる。

2 幹事会は保健福祉局長が招集し、幹事会は保健福祉局長が議長となる。

3 議長に事故があるときは、議長が指名した者がその職務を代理する。

4 議長は、第1項に掲げるもののほか、必要と認める者を幹事として加えることができる。

5 議長は、必要と認めるときは、関係部局の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（幹事の職務）

第3条 幹事は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する事務事業の企画立案及び連絡調整に関すること。

(2) 前号の事務事業に関し、必要な実施状況の報告に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項。

（ワーキング部会）

第4条 ワーキング部会に部会員を置き、部会員は別表第2に掲げる部署に所属する者をもって充てる。

2 ワーキング部会は、健康福祉部参事（兼健康長寿課長）が招集し、会長は健康福祉部参事（兼健康長寿課長）を充てる。

3 会長に事故があるときは、会長が指名した者がその職務を代理する。

4 会長は、第1項に掲げるもののほか、必要と認める者を部会員として加えることができる。

5 会長は、必要と認めるときは、関係部局の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会員の職務）

第5条 部会員は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画案の作成

(2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（庶務）

第6条 幹事会及びワーキング部会の庶務は、保健福祉局健康福祉部健康長寿課において処理する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、幹事会及びワーキング部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

別表第1（第2条関係）

保健福祉局長，企画財政局企画財政部長，建設局建築部長，社会福祉部長，健康福祉部長，保健所参事（事務系），保健福祉局副参事（兼保健福祉推進課長），保健福祉局副参事（兼指導監査課長）

別表第2（第4条関係）

保健福祉推進課，指導監査課，福祉援護課，障がい福祉課，健康長寿課，国民健康保険課，介護保険課，医療給付課，保健課，健康づくり課，住宅課

## 7 倉敷市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に対するパブリックコメントまとめ（意見の概要と市の考え方）

No	意見の該当箇所	ご意見の要旨	倉敷市の考え方
1	第2章 高齢者や介護保険制度の現状等	5「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果等からみる高齢者の意識や実態」について、ここまでの詳細な資料が必要でしょうか？	この項目では、計画策定の基礎資料とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の集計や分析を掲載しています。倉敷市の現状等をお示しするために掲載しているところです。
2	第4章 温もりのある健康長寿のまち倉敷実現に向けて	細かく記載していますが市民から見るとわかりにくい。現状とこれからの計画を簡素明瞭に記載するだけでよいのではないのでしょうか？	計画冊子とは別に、計画の体系や重点目標、重点的取組などを簡素にまとめた概要版を作成し、市のホームページでも公表いたします。
3	第6章 日常生活圏域ごとのサービス基盤整備の方向性	日常生活圏域ごとの施設整備計画が計算しないとわからない。わかりやすくしてほしい。	日常生活圏域ごとの年度毎の施設整備計画については、182ページの上側の表にお示ししています。
4	第6章 日常生活圏域ごとのサービス基盤整備の方向性	第6章の地域の取組は必要なのか（4章で記載した上で更に6章で掲載する必要があるのか）。 事業を新たに考えている事業者にとって水を差すようなページになっていないか。	本市では「支え合いの場づくり・人づくりの推進」を重点目標に掲げ、これまでの経験や知識等を生かしつつ、人と人がつながり、支え合って暮らしていける地域となるよう取組を進めているところです。 第6章では圏域ごとの課題に沿った活動や、住民主体の活動の好事例を紹介することにより、支え合いの機運を高めてまいりたいと考えています。

## 8 各担当課等問い合わせ先一覧

市外局番（086）

担当課名等	連絡先電話番号
市民活動推進課	426-3107
防災推進課	426-3131
生活安全課	426-3275
消費生活センター	426-3922 (消費相談専用 426-3115)
保健福祉推進課	426-3303
指導監査課	426-3297
福祉援護課	426-3321
障がい福祉課	426-3305
健康長寿課	426-3315
介護保険課	426-3343
国民健康保険課	426-3281
医療給付課	426-3395
保健課	434-9800
健康づくり課	434-9820
スポーツ振興課	426-3855
交通政策課	426-3545
住宅課	426-3531
消防局 予防課	426-1194
市民学習センター	454-0011
倉敷市社会福祉協議会	434-3301

## 倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画

令和3年3月

---

発行 岡山県倉敷市

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640 番地

事務局：

保健福祉局健康福祉部健康長寿課

TEL 086-426-3315

FAX 086-422-2016

E-mail [wlfeld@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:wlfeld@city.kurashiki.okayama.jp)

介護保険課

TEL 086-426-3343

FAX 086-421-4417

E-mail [kaigo@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:kaigo@city.kurashiki.okayama.jp)

---